

【上級】企業法とコンプライアンス 追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成29年5月30日時点で施行される法令に基づく）により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。第2版第3刷をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・二重線が削除箇所です。

第3章 第4節 個人情報保護法

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
286	3)個人情報取扱事業者 3行 目	ただし、小規模事業者の適用除外があり、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6カ月以内のいずれの日においても5000以下の事業者は除外される（施行令2条）。したがって、法第4章に規定されている個人情報取扱事業者の義務は適用されない。	ただし、小規模事業者の適用除外があり、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6カ月以内のいずれの日においても5000以下の事業者は除外される（施行令2条）。したがって、法第4章に規定されている個人情報取扱事業者の義務は適用されない。